第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	一九・〇一	ＣＣ（第一〇類又は第一一類からの変更を除く。）
	一九・〇二	ＣＣ（第一〇類（デュラム小麦から生産される産品を除く。）からの変更を除く。）又は第一一類（第一〇・〇一項を除く。）からの変更を除く。）
	一九・〇三	ＣＴＨ及びＶＮＭ四十パーセント
	一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント
	一九〇五・九〇	ＣＣ及びＶＮＭ六十パーセント
第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	二〇（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇二・一〇	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇四・一〇	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇八・一一	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。）
	二〇〇八・二〇―二〇〇八・九二	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）
	二〇〇九・一一―二〇〇九・一二	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）
	二〇〇九・五〇	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇九・七一―二〇〇九・七九	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）
第二一類　各種の調製食料品	二一（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ
	二一・〇三・二〇	ＣＣ（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）
	二一・〇五	ＣＣ（第四類又は第一九類からの変更を除く。）
	二一・〇六	ＣＣ及びＶＮＭ四十五パーセント
第二二類　飲料、アルコール及び食酢	二二・〇一	ＣＣ
	二二・〇二	ＣＴＨ及びＶＮＭ五十五パーセント
	二二・〇三	ＣＴＨ
	二二・〇四―二二・〇六	ＣＣ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）
	二二・〇七	ＣＣ
	二二〇八・二〇―二二〇八・三〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）
	二二〇八・四〇―二二〇八・六〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）
	二二〇八・七〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）
	二二〇八・九〇 合成清酒又は料理用酒（みりん）	ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント

		ＶＮＭ六十パーセント
		ＶＮＭ六十パーセント
		ＶＮＭ六十パーセント

	飲料（果実及び果汁をもとにしたものであってアルコール分が一％未満のものに限る。）その他のもの 二二・〇九	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。） ＣＴＨ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）
第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	二三（ただし、次のものを除く。） 二三〇一・一〇 二三〇一・二〇 二三・〇九	ＣＴＨ ＣＴＨ（第二類又は第五類からの変更を除く。） ＣＴＨ（第三類からの変更を除く。） ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント
第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品	二四（ただし、次のものを除く。） 二四〇一・一〇―二四〇一・二〇 二四〇一・三〇	ＣＴＨ ＣＣ ＣＴＳＨ
第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	二五・〇一	ＣＣ
第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	二八〇四・六一―二八〇四・六九 二八四四・一〇 二八四四・二〇―二八四四・五〇	ＣＴＳＨ ＣＣ ＣＴＳＨ
第二九類　有機化学品	二九（ただし、次のものを除く。） 二九〇五・四四 二九〇六・一一 二九一八・一四―二九一八・一五 二九・四〇	ＣＴＳＨ ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。） ＣＣ（第三三類からの変更を除く。） ＣＣ（第一七類又は第二三類からの変更を除く。） ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）
第三〇類　医療用品	三〇〇六・九二	ＷＯ
第三一類　肥料	三一	ＣＴＳＨ
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	三二・〇四	ＣＴＨ 注釈　この規則を適用するに当たり、第三二・〇四項に分類される生産であって使用されたものについては、当該非原産材料の工場渡しの総額が産品の工場渡価額の二十パーセントを超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって四桁（けた）番号の水準におけるものを必要としない。

		ＶＮＭ六十パーセント
		ＶＮＭ六十パーセント
		ＶＮＭ六十パーセント